

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>今回の修繕対象であるNo. 2-2ベルトプレス脱水機は、初沈汚泥と余剰汚泥に高分子凝集剤を加え、ベルトにより圧搾し汚泥を搾る機械である。</p> <p>この機械のろ布蛇行修正装置及び高圧部テンション装置が故障し、ろ布が蛇行してしまうため脱水ができない状況である。このままでは運転ができないため、取り替え修繕が必要である。</p> <p>上記装置はNo. 2-2ベルトプレス脱水機の一部として専用設計されており、機器製造メーカーでなければ製作・供給ができない特殊な装置であり受注生産品となる。</p>
	<p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本修繕に使用する装置は製造会社でなければ製作・供給することができない。このことから、その供給には製造会社のメンテナンス担当子会社であるメタウォーターサービス(株)以外に実施することができない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。